

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策(中国からの入国者・帰国者に対する
水際措置の見直しについて(その3))

2023年1月10日
在ギリシャ日本国大使館

1 日本政府は、現在、中国から日本へ入国する方に対して臨時的な水際措置を実施していますが、1月9日、当該措置の一部見直しが公表され、1月12日(木)午前0時(日本時間)から、これまで対象外とされていたマカオからの直行便での入国者の方も以下の措置の対象となります。

(1) 出国前陰性証明書の提示

ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、出国前72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提示が必要となります。

(2) 入国時の検査

日本入国時に新型コロナウイルスの検査(PCR検査または抗原定量検査)が実施されます。

※入国時検査で陽性だった場合は、検疫所が指定する宿泊施設で原則7日間の療養が求められます。

※1月12日以降、ギリシャ等から中国経由で日本へ渡航する場合で、トランジット時に中国に入国しない場合でも、中国(マカオを含む、香港を除く)ー日本間の直行便で日本へ入国される場合は、上記(1)、(2)の措置の対象となりますので、ご注意ください。

2 本件詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○令和5年1月12日以降、中国から入国される方へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001032921.pdf>

○日本の水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

■外務省ホームページ

○【広域情報】中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直し(その3)(2023年1月12日以降適用)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C002.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp